(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のための供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してケニア共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(2)　ケニア共和国政府は、計画の実施に必要な生産物又は役務に関してケニア共和国において課される全ての付加価値税を負担する。

8　ケニア共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びケニア共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正に、かつ、効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　ケニア共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から、又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をケニア共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十七年七月四日にナイロビで

ケニア共和国駐在

日本国特命全権大使　植澤利次

ケニア共和国財務長官

ヘンリー・Ｋ・ロティッチ閣下

（ケニア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本長官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本長官は、更に、前記の了解をケニア共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十七年七月四日にナイロビで

ケニア共和国財務長官

ヘンリー・Ｋ・ロティッチ

ケニア共和国駐在

日本国特命全権大使　植澤利次閣下

○外務省告示第二百八十号

平成二十九年七月二十四日にアンタナナリボで、アロチャ湖南西地域灌漑施設改修計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がマダガスカル共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　アロチャ湖南西地域灌漑施設改修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　三十億四千八百万円

3　贈与の供与期限　平成三十六年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　小笠原一郎在マダガスカル大使

マダガスカル側　アタラ・ベアトリス・ジェアニンヌ外務大臣

平成二十九年八月三日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百八十一号

平成二十九年七月二十四日にダッカで、バングラデシュ人民共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がバングラデシュ人民共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億円

3　署名者

日　本　側　渡邉正人在バングラデシュ大使

バングラデシュ側　カジ・ショフィクル・アゾム財務省経済関係局次官

平成二十九年八月三日

外務大臣　岸田　文雄

○厚生労働省告示第二百七十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第九条第一項の規定により、試験検査の業務の全部を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十九年八月三日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

登録番号	氏名又は名称	住所	試験検査を行う事業所の所在地	試験検査の区分	廃止の日
一七六	滋賀県健康医療福祉部薬務感染症対策課	滋賀県大津市京町四丁目一番一号	滋賀県甲賀市甲賀町大原市場二百番二	理化学試験	平成二十九年五月二十四日

○国土交通省告示第七百二十八号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年八月三日

国土交通大臣　石井　啓一

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第三〇〇〇九三号	山口　理	愛知県	平成二十九年七月二十四日	伊勢三河湾水先区
第三〇〇〇九四号	玉川　雄平	兵庫県	平成二十九年七月二十四日	内海水先区

○国土交通省告示第七百二十九号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十一条の九の規定により、同法第五十一条の四第二項第五号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第五十一条の十九第二号の規定により、公示する。

平成二十九年八月三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　登録番号　補・第1―㈢号

二　登録養成施設の名称　国土交通大学校

三　変更後の登録養成施設の長の氏名　広畑　義久

四　変更年月日　平成二十九年七月七日

○国土交通省告示第七百三十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十九年七月二十五日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年八月三日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ―601号	防火弁（A60級）	ＫＫＳ―Ａ60―Ｆ　Ｌ2	株式会社高工社	大阪府東大阪市御厨東一丁目9番49号

○東北地方整備局告示第百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月三日

東北地方整備局長　津田　修一